

# 旭グリーンヒルズ地区計画

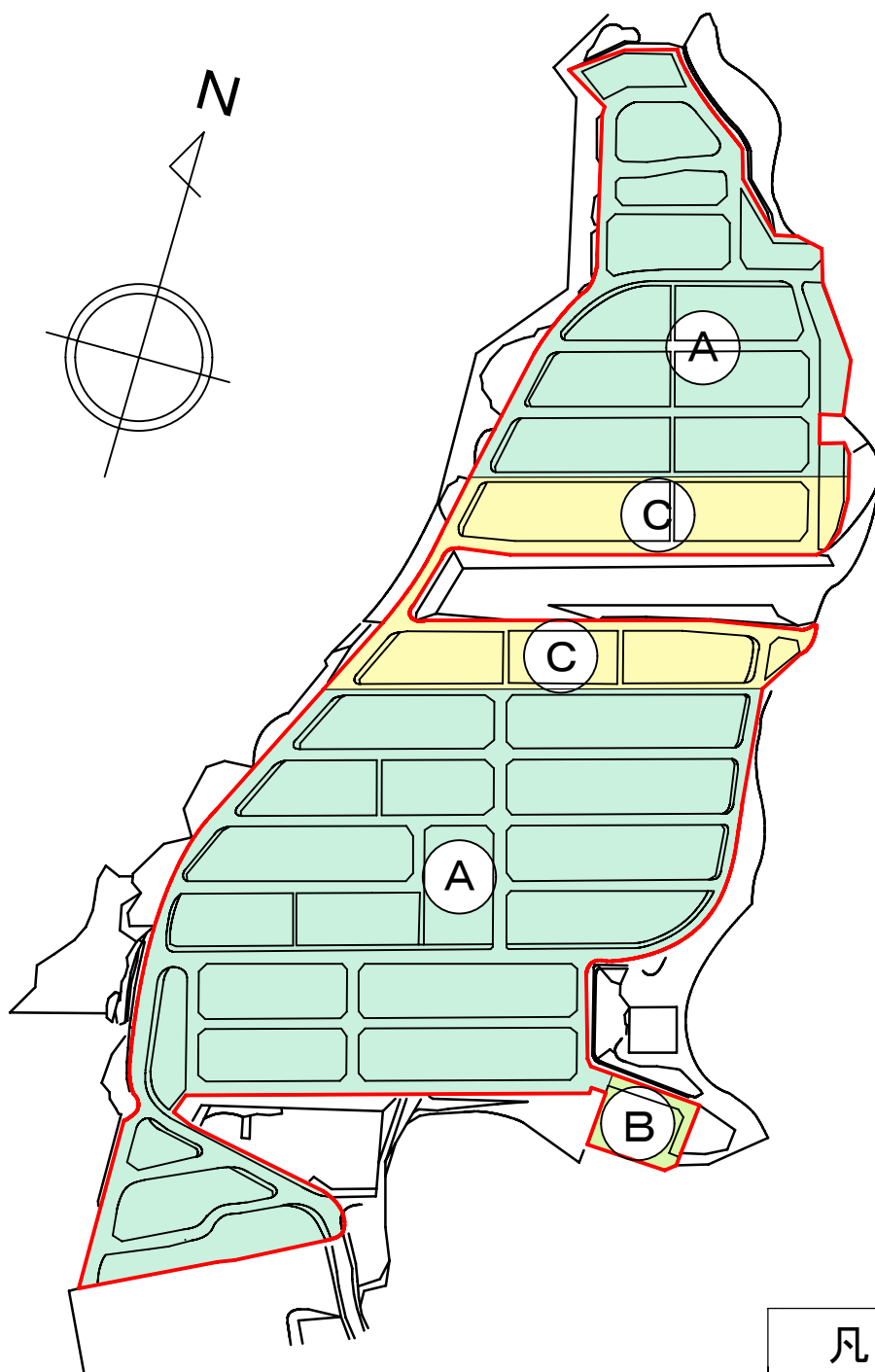
(平成6年4月21日告示第49号)  
 変更 平成11年11月26日告示第176号

名 称	旭グリーンヒルズ地区計画	
位 置	高知市口細山字堂ガナロの一部	
面 積	約11.7ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	旭グリーンヒルズ地区は、高知市の北西部に位置し、高知市の中心部より約3kmという利便性の良い地区である。また、南斜面の丘陵地であり、周辺は緑豊かな自然に囲まれ環境にも恵まれた地区である。 このような条件を生かして、地区計画を策定し、敷地の細分化などによる住環境の悪化を防止して事業効果の維持増進を図り、地区の特性に応じた良好な建築物等の誘導を行い、緑豊かな市街地の形成を目指す。
	土地利用の方針	低層による住宅地を主体とする。また地区中央部を東西に四国横断自動車道が走り、地区が南北に2分されるため、地区全体の統一感を図りながら良好な環境の住宅地の形成を図る。
	地区施設の整備の方針	本地区における地区施設は、既に道路、公園、上下水道等の基盤整備が進められており、今後ともその機能、環境が損なわれないように維持、保全を図る。
	建築物等の整備の方針	1 次の事項を定めることにより、閑静でうるおいのある住宅地としての町並みの形成を図る。 (1) 建築物等の用途の制限 (2) 敷地面積の最低限度 (3) 壁面の位置の制限 (4) 建築物等の高さの最高限度 (5) 建築物等の形態、意匠の制限 (6) かき又はさくの構造の制限  2 既存の擁壁、植栽帯構造物の形状の変更は行わないこと。 ただし、自動車車庫を建築するための、軽微な変更は可能とする。 3 敷地地盤高の変更は行わないこと。

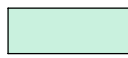

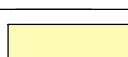
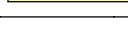
地区の区分		A地区（1低専）	B地区（1低専）	C地区（1住居）
		約9.7ha	約0.2ha	約1.8ha
地区整備計画	建築物等の用途の制限	建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）別表第2（イ）項に掲げるもののうち、次に掲げる建築物は建築することができる。  (1) 住宅（住宅戸数3戸以上の長屋住宅を除く。）  (2) 診療所（患者の収容施設を有するものを除く。）  (3) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第130条の4で定める公益上必要な建築物  (4) 前各号の建築物に附属するもの（令第130条の5で定めるものを除く。）	法別表第2（イ）項に掲げるもののうち、次に掲げる建築物は建築することができる。  (1) 住宅  (2) 共同住宅  (3) 図書館  (4) 保育所  (5) 診療所（患者の収容施設を有するものを除く。）  (6) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4で定める公益上必要な建築物  (7) 前各号の建築物に附属するもの（令第130条の5で定めるものを除く。）	法別表第2（イ）項に掲げるもののうち、次に掲げる建築物は建築することができる。  (1) 住宅（住宅戸数3戸以上の長屋住宅を除く。）  (2) 住宅で事務所、店舗、その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3で定めるもの。  (3) 診療所（患者の収容施設を有するものを除く。）  (4) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4で定める公益上必要な建築物  (5) 前各号の建築物に附属するものを除く。）
	敷地面積の最低限度	165㎡		
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱面から敷地境界線までの水平距離（以下「外壁の後退距離」という。）は、1m以上とする。 「次のいずれかに該当する場合は、制限を除外する。ただし、(1)号、(2)号及び(3)号の隣地境界線及び道路境界線については外壁の後退距離を50cm以上とし、(4)号、(5)号及び(6)号の道路境界線については、外壁の後退距離を30cm以上とする。」  (1) 外壁又は、これに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下のもの (2) 附属建築物等において軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内のもの (3) 出窓で床面から上方に60cm以上で、かつ、その張出部分が45cm以下のもの (4) 玄関ポーチの柱及び屋根 (5) 門柱、門扉、門扉 (6) 軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が30㎡以内の自動車車庫の柱及び屋根 (7) 地階となる建築物の部分で現地盤面から1.2m以下の部分		
	建築物等の高さの最高限度	—	—	10m
	建築物等の形態、意匠の制限	屋外商業看板等の広告物の表示面積（2個以上又は2面以上あるときは、その合計）は1㎡以内とする。ただし、建築物の屋根及び屋上への設置は認めない。		
かき又はさくの構造の制限	かき又はさくは、次の各号に掲げる構造とする。  (1) 道路（計画図に表示）に面する境界は高さ1.5m以下の生け垣とする。ただし、金属製さく、竹製さく等のフェンスは、安全装置用として生け垣の内側に、生け垣よりも低いものに限り設置することができる。  (2) 隣地との境界は、高さ1.5m以下の生けかき又は高さ1.4m以下の透視可能なフェンスとする。			

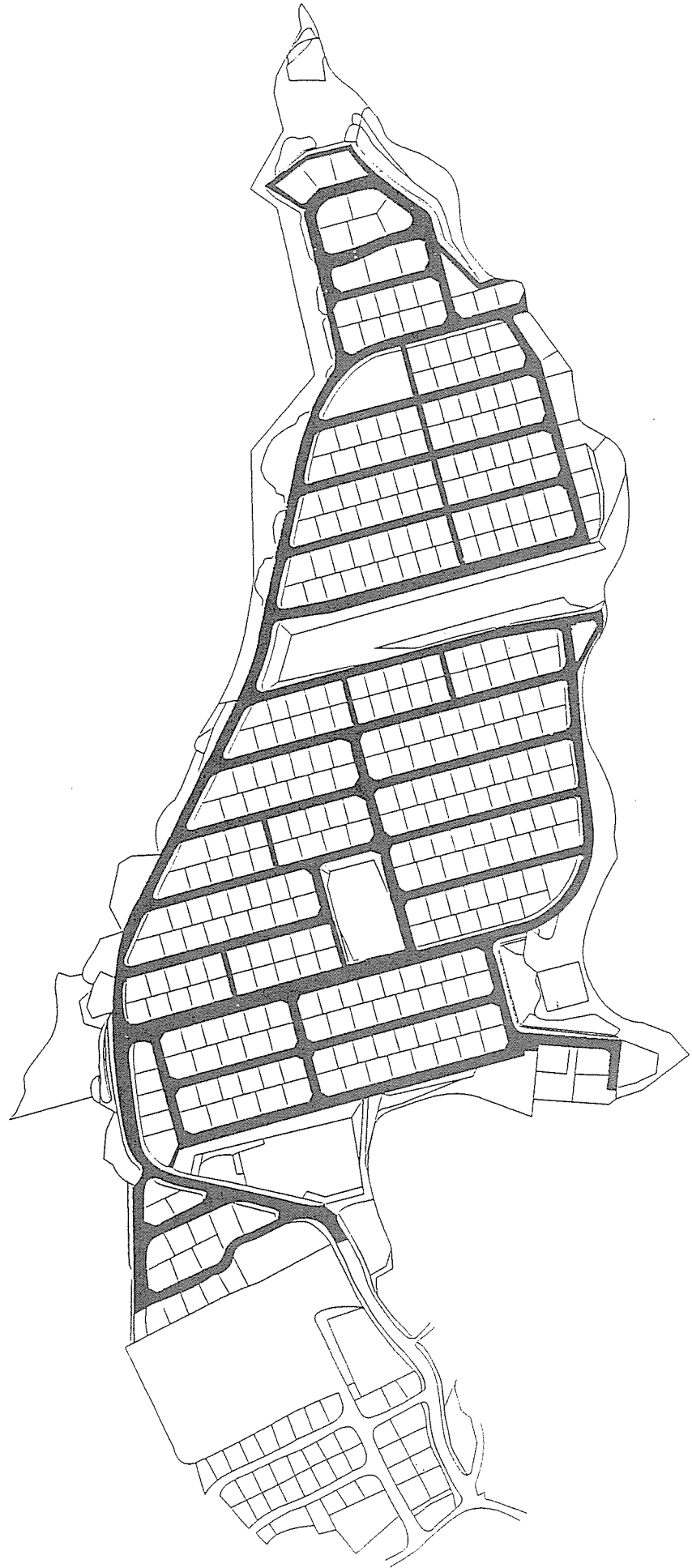
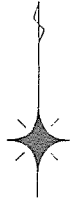
区域は計画図表示のとおり


# 高知広域都市計画旭グリーンヒルズ地区計画



※この図は概略図ですので、詳細については  
都市計画課までお問い合わせ下さい。

凡	例
	A 地区
	B 地区
	C 地区
	地区計画の区域



凡 例	
	垣または、壁の構造の制限に伴う道路